3月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び確認資料を提出したときに限り、東北地方整備局総務部契約課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟　電話022―225―2171）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑮　本公告における内容の詳細については、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroyuki Kawataki Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract :

①　Construction work of improvement for the Kamaishi-nishi area in Route 283

②　Construction work of improvement for the Ootsuchi area in Route 45

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 12 July 2016

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 7 September 2016 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 7 September 2016 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 7 September 2016)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―3―1 Honcho Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

別表１　本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに次のとおりとする。

①　入札説明書の交付期間　公告の日から平成28年９月７日午後４時まで

②　申請書等の提出期限　平成28年７月12日午後３時まで

②’見積書の提出期限　平成28年８月１日午後４時まで

③　入札の締切　平成28年９月７日午後４時まで

④　開札日時

①　工事　国道283号　釜石西地区道路改良工事　平成28年９月14日午前10時30分

②　工事　国道45号　大槌地区道路改良工事　平成28年９月14日午後１時30分

⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、平成28年８月22日まで）

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 6 月 23 日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
天竜病院長　早川　啓史

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　22

○第 06904 号（№06904）

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　独立行政法人国立病院機構天竜病院　外来診療棟等更新築整備工事（建築）

⑶　工事場所　静岡県浜松市浜北区於呂4201―2　独立行政法人国立病院機構天竜病院内

⑷　工事内容　本工事は外来診療棟等の更新築を行うものである。外来診療棟更新築工事（鉄骨造地上３階建）建築面積約3,000㎡、延床面積約8,000㎡　サービス棟更新築工事（鉄骨造平屋建）建築面積約700㎡（既存建物解体延床面積約8,600㎡）なお、当該工事は建築工事であり、関連する電気設備工事、及び機械設備工事については別途発注される予定である。

⑸　工期　約23.5ヶ月以内（最終完成工期は平成30年８月中旬予定）但し、電気及び機械設備受注者と工事着手日について協議するものとする。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約7,260㎥、鉄筋約1,030ｔ、鉄骨・鋼板約950ｔ、ＡＬＣ版（t125）2,010㎡、板ガラス約5,840㎡

2　競争参加資格

⑴　競争参加者は次に掲げる①又は②の者とする。

①　次の⑵から⒀までに掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、独立行政法人国立病院機構天竜病院長から独立行政法人国立病院機構天竜病院外来診療棟等更新築整備工事に係る共同企業体として資格認定通知を受けた者であること。

②　次の⑵から⑽までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）。

⑵　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同５条中の「特別の理由がある場合」に該当する。

⑶　厚生労働省から東海北陸地域における「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、東海北陸地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑷　厚生労働省から東海北陸地域における「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,250点以上であること。また、⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,250点以上であること。ただし、共同企業体の場合の代表構成員以外の構成員については1,050点以上とする。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　平成13年度以降に元請けとして完成、引渡しが完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。単体有資格者及び共同企業体の代表者は、単独又は共同企業体の代表者として施工した次の施工実績を有すること。共同企業体の代表者以外の構成員は、単独又は共同企業体の代表者又は共同企業体の代表者以外の構成員として施工した次の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）

・ＲＣ造又はＳＲＣ造又はＳ造地上１階建て以上、延床面積3,000㎡以上の病院の新築又は増築

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に当機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　共同企業体の代表者である構成員又は単体有資格者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる①の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。

②　平成13年度以降に、⑹に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　共同企業体の構成員の数は２社又は３社とする。

⑿　共同企業体の各構成員の出資比率は、均等割の10分の６以上であること。

⒀　共同企業体の代表者は、最大の施工能力を有する者とし、かつ、出資比率が構成員の中で最大であること。